

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年6月28日
閣議決定

概要

平成25年度～29年度の5年間

平成25年6月

国・地方、多様な担い手の指針

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

○基本方針の方向＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、
様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を
提供し、効果的に推進

○手段＝幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成
担い手間の連携、情報共有の促進

I 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化
・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化
・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

ルール整備、
厳格な法執行、

消費者支援・
救済施策

・ルールを知り、
被害を防ぐ消費
者の努力
・持続可能な消費
の実践、消費
者の社会的役割
の自覚

・消費者の自立を支援
被害に遭わない消費者、合理的意思
決定のできる消費者の育成
・消費者市民社会の形成に寄与
よりよい市場、よりよい社会の発展
に積極的に関与する消費者の育成

II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有



・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

○国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化
(消費者教育推進地域協議会)

○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

III 消費者教育の推進の内容

1 様々な場での推進

- ・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
- ・地域社会(地域、家庭)
- ・職域

2 人材(担い手)の育成・活用

- ・小・中・高校・大学等の教職員
- ・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
- ・事業者・事業者団体等
- ・消費者

3 資源等

- ・教材等の作成、活用
- ・調査研究
- ・情報収集・提供

行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化

(消費者教育・人材育成)
←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成、活用

多様な関係者のつなぎ役、
地域と学校のつなぎ役

効果的な情報提供方策の開発

～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践

消費者市民社会概念の研究・普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働
できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明
⇒ 教材への反映

食品と放射能に関する理解増進

リスクコミュニケーションの強化

食品表示の理解増進



V 今後の消費者教育の計画的な推進

1 今後の推進方策

- ・各都道府県・市町村での推進の支援
- ・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
- ・専門委員・地域ごとの代表を任命

2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)

- ・基本方針の見直し＝中間的に3年を目途に見直し
- ・達成度の検証

各府省庁で今後実施の施策を
取りまとめ (25年内目途)

地方支援

推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、
事例集の作成・説明会等で情報提供

- ・消費者教育推進のための指標化
- ・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進

○様々な場

学校	家庭	職域	地域
----	----	----	----

○対象領域・・生活のあらゆる領域

消費者市民の構築	・消費がもつ影響力の理解 ・持続可能な消費の実践 ・消費者の参画協働
商品の安全等	・商品安全の理解と危険を回避する能力
生活の管理と契約	・トラブル対応能力
情報とメディア	・情報の収集・処理・発信能力 ・情報社会のルールや情報モラルの理解 ・消費生活情報に対する批判的思考力

○消費者の特性

若年者、高齢者等年齢、性別、障害の有無、就労状況等

○各ライフステージでの体系的な実施

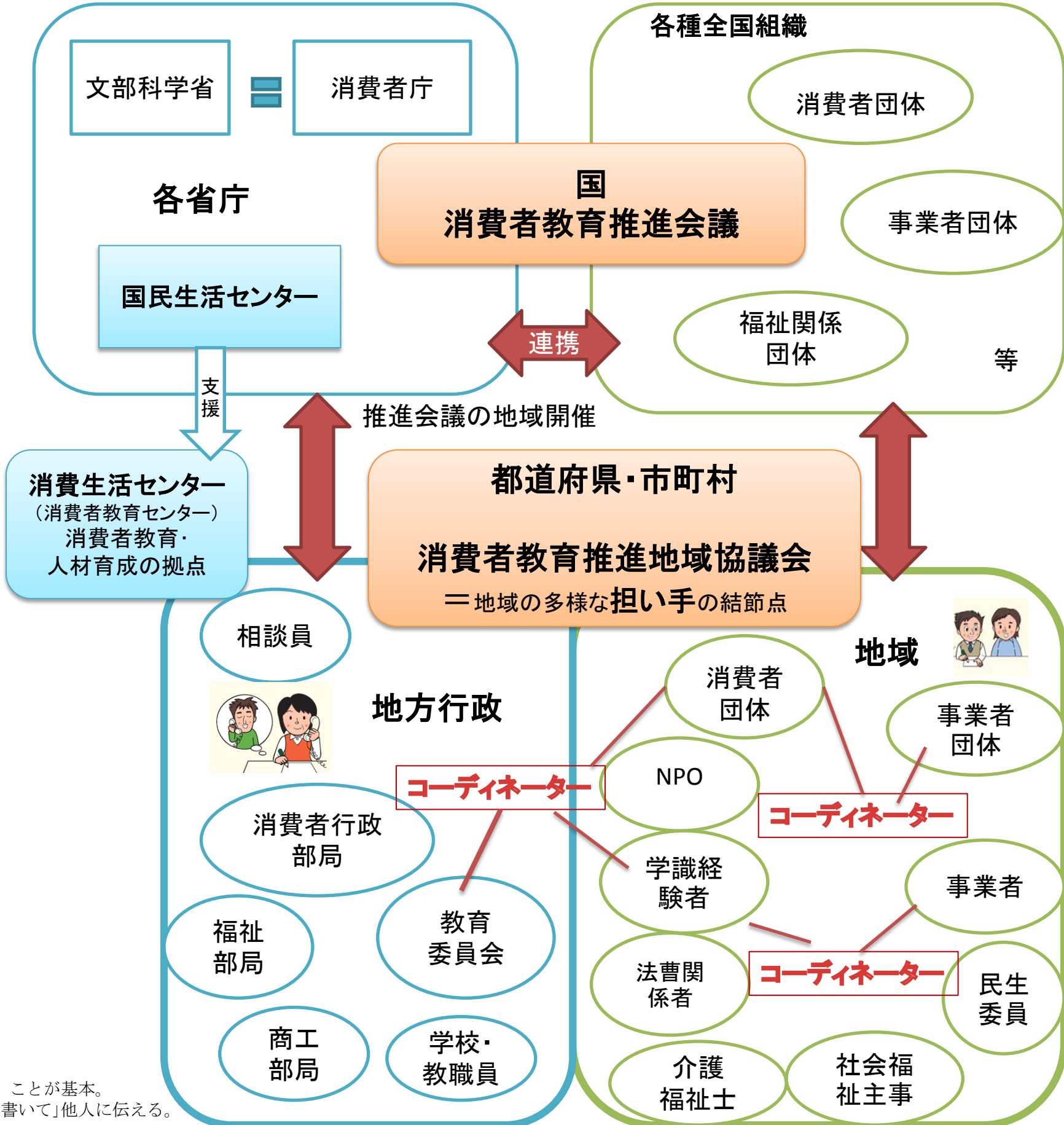
幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施。その際、「消費者教育の体系イメージマップ」なども参考にしながら、発達段階ごとの学習目標を整理、明確化。

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期		Ver.1.0
					特に若者	成人一般	特に高齢者
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費生活と社会との関係が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を認識し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を貫いた生活の管理や計画の重要性、社会的責任を認識し、主体的な行動が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民としての構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費生活や社会構築に活かす時期
重点領域							
消費者市民の構築	消費がもつ影響力の理解	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう
商品の安全	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう
生活の管理と契約	消費者の参画・協働	協力することが大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて行動しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を築こう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
情報とメディア	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方について知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考えるために、契約のルールや約束やきまりの大切さを知ろう	商品を選択し、契約するときに、契約のルールや約束やきまりの大切さを知ろう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	契約のルールや約束やきまりの大切さを知ろう	契約のルールや約束やきまりの大切さを知ろう
	生活設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画を立てて生活管理の技術を身につけよう	消費生活に関する生活設計の技術を身につけよう	生涯を貫いた生活設計の計画・管理を実践しよう	生涯を貫いた生活設計の計画・管理を実践しよう	生涯を貫いた生活設計の計画・管理を実践しよう
	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費生活に関する情報の収集や活用方法を身につけよう	消費生活に関する情報の収集や活用方法を身につけよう	消費生活に関する情報の収集や活用方法を身につけよう	消費生活に関する情報の収集や活用方法を身につけよう	消費生活に関する情報の収集や活用方法を身につけよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や肖像権の権利を尊重しよう	正しい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報に「なぜ?どうして?」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関係を理解しよう	消費生活情報を主体的に評価し、活用しよう	消費生活情報を主体的に評価し、活用しよう	消費生活情報を主体的に評価し、活用しよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を深めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

- 「見て」、「聞いて」、「読んで」自ら調べ、「学ぶ」ことで「気付く」ことが基本。
- 学んだことを、自らの消費生活にいかすとともに、「見せて」、「話して」、「書いて」他人に伝える。

幅広い主体が連携



各省庁

文部科学省

消費者庁

国民生活センター

消費生活センター
(消費者教育センター)
消費者教育・
人材育成の拠点

相談員



地方行政

消費者行政
部局

福祉
部局

商工
部局

教育
委員会

学校・
教職員

各種全国組織

消費者団体

事業者団体

福祉関係
団体

等

都道府県・市町村

消費者教育推進地域協議会
＝地域の多様な担い手の結節点

地域



消費者
団体

NPO

学識経
験者

法曹関
係者

介護
福祉士

事業者
団体

事業者

民生
委員

社会福
祉主事

コーディネーター

コーディネーター

コーディネーター